

令和9年4月入所に関するご案内

令和9年4月に教育・保育給付2号又は3号認定で教育・保育施設(保育所、認定こども園、小規模保育施設)の入所を希望する方へ、申請手続きについてご案内します。

※**転園希望(小規模保育施設からの卒園も含む)**の場合も手続きが必要です。

※**市外施設を希望する場合も伊勢原市を經由して申請が必要です。**受付期間等を希望施設のある市区町村へ事前に確認の上、申請をしてください。

※幼稚園や認定こども園(教育利用)、認可外保育施設等を利用する方は、直接、施設にお申し込みください。

申請の流れ

- ・申請前に希望する施設をお子様と一緒に見学し、必要書類を準備してください。入園にあたり疑問や不安がある場合は、見学の際に、必ずご相談ください。
- ・保育・幼稚園課または市ホームページから必要書類を入手し、記入してください。



申請方法

申請書のダウンロードはこちら

◎一次申請

◆**受付期間** 令和8年11月2日(月)～16日(月)

①午前9時～11時30分、②午後1時～4時

※土曜・日曜・祝日の受付は行いませんが、14日(土)午前のみ受付窓口を開設します。

◆**申請期限** (1) 持参の場合 11月16日(月) ※市外施設を希望する場合は、持参のみ。

(2) 郵送の場合 11月9日(月) ※必着

※11月16日(月)を過ぎた場合、4月申請は二次申請からの入所選考となります。

◆**受付場所** 市役所分庁舎こどもみらいプラザ 2階 会議室

(11月14日(土)は1階保育・幼稚園課窓口)

◎二次申請 一次選考後に、申込辞退などで空きが出た場合に二次選考を行います。

◆**受付期間** 令和9年1月4日(月)～2月5日(金)

午前9時00分～午後4時30分 ※土曜・日曜・祝日の受付は行いません。

◆**受付場所** 市役所分庁舎こどもみらいプラザ 1階 保育・幼稚園課窓口

◆**申請期限** (1) 持参の場合 2月5日(金) ※市外施設を希望する場合は、持参のみ。

(2) 郵送の場合 1月29日(金) ※必着

1月～3月の入所申請について

・令和8年12月4日(金)までに申請をしてください。

4月の申請と同時に申請する場合は、上記一次申請期間にまとめて申請ができます。

・11月17日(火)以降の申請場所は、市役所分庁舎こどもみらいプラザ1階保育・幼稚園課窓口です。

【利用調整結果のお知らせ(予定)】

○12月23日頃…1月からの利用調整結果を通知します。

○1月25日頃…一次申請(4月)及び2・3月からの利用調整結果を通知します。

○2月26日頃…二次申請の利用調整結果を通知します(二次申請から申込みをした方及び、一次申請で保留となった後、入所が決定した方のみ)。

～ 申請前にご確認をお願いします ～

【申請について】

- 申請時に相談等がある場合は、窓口での申請をお願いします。
- 入所選考は先着順ではありません。受付の分散化にご協力ください。
- 原則、保護者の方以外は申請ができません。申請の際は、保護者（申請者）の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示（郵送の場合はコピーを添付）をお願いします。外国籍の場合は、保護者全員の在留カード（コピー可）を持参（郵送の場合はコピーを添付）してください。祖父母など、保護者の方以外が申請される際は、上記の保護者の本人確認に加え、保護者が申請者へ手続きを委任していることを記載した委任状、申請者の本人確認書類の御提示をお願いいたします。
- 申請時点において市外にお住まいの方は、伊勢原市の申請期限までにお住まいの市区町村を経由して伊勢原市への申請手続きが必要です（申込みの要件によって、申請ができる時期が異なります）。海外在住や、災害による避難生活を余儀なくされているなど、特別な事情がある場合は、事前にご相談ください。
- 「出生予定」での申請はできません。出生後に申込可能な時点からの申請となります。
- 令和8年度（令和9年1月～3月、慣らし保育を含む）からの入所を希望する方は、令和8年度分と令和9年度分、それぞれの申請が必要です。
- 4月は月途中の入所ができません。また、4月時点で「保育を必要とする理由」があることが申請の条件です。
- 受付期間を過ぎた申請は受付ができません。必ず期間内に申請してください。一次申請の受付期間を過ぎた場合は二次申請での入所選考に、二次申請の受付期間を過ぎた場合は、令和9年5月以降の入所選考になります。

【申請書類について】

- 教育・保育給付認定の申請には次の書類の提出が必要です。
 - ①認定申請書、②保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書等）
 - ※「保育を必要とする事由を証明する書類」は、保護者のほか、65歳未満の同居している方全員分を提出してください（学生は不要）。
- 保育施設の利用申請には次の書類の提出が必要です。
 - ①保育施設利用申請書、②家庭状況調査票、③児童の健康状況票、④保育施設の利用申込に関する確認書
 - ※世帯の状況により必要な書類が異なりますので、可能であれば窓口までお越しいただくか、お電話でお問合せください。
- 書類に不備がある場合は受付ができません。申請前に確認をお願いします。

【その他】

- 利用調整は、保育の必要性(保育が必要な程度)を点数化し、順位の高い方(家庭での保育がより困難な方)から希望施設の順に決定します。
- 12月～3月の入所を決定した場合、4月に他の施設へ移ることはできません。転園を希望する場合は、令和9年5月からの申請受付となります。
- 伊勢原市外の保育所等を1つでも希望される方は、事前に希望する施設のある市区町村に申請期限や必要書類を確認の上、希望する施設のある市区町村の締切日1週間前までに伊勢原市へ申請をしてください（郵送不可）。
- 一次選考で保留になった場合、自動的に二次選考の対象となります。